

京都市告示第 495 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで、公益社団法人京都市獣医師会を京都市公金収納受託者とし、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務を委託します。

平成 24 年 3 月 30 日

京 都 市 長      門 川 大 作

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)